

「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議における主な意見

1 事故発生の未然防止のための取組

- (1) 教職員の資質の向上（研修の実施）
- (2) 安全教育の充実
- (3) 安全点検の実施（安全管理の徹底）
- (4) 各種ガイドラインの策定・見直し
- (5) 事故事例の共有
- (6) 緊急時対応に関する体制整備
- (7) 保護者や地域住民、関係機関との連携体制の整備
- (8) 事故の未然防止のための取組の推進

主な意見（委員）

(5)

- 学校が過去の事故の教訓を一括して見られるよう、事例とともに対策の講じ方等、具体的な対応に踏み込んだ内容が入ったデータベースがあるとよい。

(6)

- 施設ごとに組織的な対応が必要であり、全教職員が対応できる力をつけておくことが非常に大事である。

主な意見（遺族等）

(1)

- 安全に対して理解していない、認識の甘い教職員がいる。
- システムやマニュアルを作ることが必要だが、これらを整備しただけで終わりにするのではなく、システムを運用する人間に対してしつこく啓発を行っていかねばならない。
- 最低限、年に一度は幼稚園や学校に自治体担当者が出向き、防災訓練の様子を見た上で指導を徹底してほしい。
- 教員の資格試験において、防災教育を必須科目としていただきたい。

(3)

- 激しい運動を伴う部活動では、運動負荷をかけた状態での健康診断が必要。
- 入学時に既往症を把握しておくことが必要。

(4)

- 防災マニュアルの作成と職員への周知徹底、防災マニュアルに基づく避難訓練の充実を求めたい。

(5)

- いろんなところで事故があってもその情報が共有されないことが多い。個人情報の問題を持ち出されるが、誰が事故にあったかを知りたいのではなく、事故があった事実を伝えてほしい。
- 設置者内の学校（市立校）への情報提供は速やかに行われたが、隣の県立校や私立校

への注意喚起ができない。そういうシステムがない。

- 文科省が事故の情報を集約・分析して教委に伝えなければならない。指導の現場（学校）に情報が伝わらなければ、事故は防ぎようがない。

(6)

- 人間は必ずエラーを犯すという前提で物事を動かすべきという認識が学校全体で共有されていない。
- 学校で起こり得るであろう全ての事故を予防する体制を、教育委員会、学校、医師会や学校医、地域救急等、全体を包括して作らないといけない。
- 事故防止のためには、ある種の厳しいルール化とシステム化を義務化するのは避けられない。
- 事態の改善につながらない形式的な通達や調査は抜本的に見直し、学校現場とタイアップできるような仕組みや方針をしっかりと示していくべき。
- 事故が発生した場面によって、行政の担当部署が異なるが、それぞれの部署に事故担当者を配置し、重篤な事故が起きたときは、担当者を招集することにより、情報を経験が共有できるのではないか。
- 事故直後、教育機関の事後対応をサポートすると同時に、事故そのものについて、迅速で系統的なデータ収集を指揮する組織が必要。
- 学校事故においては、学校側、遺族側、全てを包含した形で、事故直後からのマネジメントを行う組織的なサポートの必要性を感じる。
- 学校事故に関しては、独立した機関が事故全体のマネジメントに当たり、事故調査から結果の共有、事後対応に及ぶまでの役割を担っていくという動きが必要ではないか。

2 事故発生後の取組

2-1 事故発生直後の取組

- (1) 応急手当の実施
- (2) 保護者への連絡
- (3) 現場に居合わせた児童生徒等への対応

主な意見（委員）

(1)

- 心臓が動いていないのか、呼吸が止まっているのか分からなかったら、心肺蘇生法を開始すべき。

(2)

- 医療事故に関わっている中で、「謝ってはいけない」という人がいたが、それは誤りで、事実を明らかにした方が訴訟になる率も減っている。
- 謝ることと共感することは性格が異なるものであり、こんなことになって申し訳ないということとそれが法律上の責任があるかということとは違うということをはっきり分けて考えてほしい。
- 事後の対応における学校・校長の防御の姿勢が、遺族の怒りを買うこととなる。

- 重要なのは、組織が責任を負いたくないという回避ではなく、事実関係を伝える道義的あるいは社会的責任である。

主な意見（遺族等）

- (1)
 - 校長には事後報告とし、人命優先の迅速な対応をしてくれた。
- (2)
 - 事故後に謝罪がないが、責任追及とは切り離し、まずは人と人として、心を込めて対応していただきたい。
 - 守るべき個人情報とバランスを取りつつも、遺族に対する説明責任は必ず果たさなければならない。
 - 管理職が「責任を持って対処する」という姿勢を被害者や遺族に対してはっきり示すことで、被害者・遺族の信頼をつなぎ止めることができる。ここでいう「責任を持って対処する」とは、被害者・遺族の要求を全て受け入れるということではなく、責任を持って誠実に被害者・遺族と対話を続けていくことである。
 - 学校長の謝罪がまず行われ、学校の姿勢を示したことで、被害者との関係の悪化を防ぐことができた。
 - 道義的な責任と法的な責任は異なるということを全教員に伝えたい。
 - ①学校は預かったお子さんは絶対に預かった時のままで返さなければならないこと、②隠さない・すべて誠実に対応すること、校長がこの2つの考えを貫けば、全教員が同じ方向を向けるし、気持ちも楽になれる。
- (3)
 - 事故直後に、学校に最優先に行ってほしいことは、事故の解明とともに、亡くなった友達のことを思う子供たちの心のケアである。
 - 事故は被害者を2つ作る。投げた（けがをさせた）相手のことを考え、事故の翌日には、学校に相手の心のケアをお願いした。

2-2 初動対応終了後の取組

- (1) 危機対応の態勢整備
- (2) 学校設置者等への事故報告、支援要請
- (3) 保護者（当該児童生徒以外）への説明
- (4) 記者会見を含む情報の発信及び関係機関との調整
- (5) 事故状況等の記録・整理

主な意見（委員）

- (5)
 - 活動の様子をビデオカメラできちっと撮っておくとか現場の写真を撮ることが必要である。

主な意見（遺族等）

（1）（2）

- 事故対応に教員は慣れておらず、学校事故が起きたときは、学校や行政に対してのサポートも必要である。
- 事故・事件対応、事後対応の指針がなく、対応の能力・経験もない、人員もないので、学校にできないことをやれと言っているようなもの。

（5）

- 記録に対してルールを明確化する（作成、管理、活用、保管）

3 基本調査の実施

（1）学校による基本調査の実施

（2）詳細調査への移行の判断

主な意見（委員）

（1）

- 学校は、起きたことを包み隠さず話し、しっかり事実共有することで、遺族との信頼関係が構築される。事実関係を明らかにすることを最優先とすべき。
- きちんとした調査・検証を迅速に行い、学校全体で改革をしていくために組織として対応していくことが大事。
- 子供が亡くなった場合には、全容をきちっと検証するシステムがわが国にも必要であり、チャイルド・デス・レビューの法制化が必要。
- 日本でも、18歳未満の子供が死亡したときは、関係者が全部集まって検討できるシステムを強制的に法律で作らなければならない。

主な意見（遺族等）

（1）

- 事故が起きたら即座に検証に入るという姿勢を何らかのセクションに義務化するというふうに動いてほしい。
- 初期の事実調査は、コーディネーターの指導の下、学校関係者によって行われるであろうが、その結果、詳細な調査が必要と判断された場合には、専門のスタッフによって再発防止を目的とした調査が行われることが望ましい。
- 生徒に対する聞き取りを行う際には、いきなり生徒本人を呼ぶのではなく、まず、保護者を集めて校長自ら説明を行い、情報提供への協力を求めた。
- 初動調査においては、全体像を知るために問題の前後の情報収集が重要であり、子供たちから聞き取る情報が重要となる。また、学校と被害者がその情報を共有することが大切である。
- 子供は問題に向き合う精神力を持っており、子供たちへの聞き取りは可能。逆に、学校のことなかれ主義、隠蔽体質が、子供たちを苦しめている。
- 初動調査は、警察の捜査と同じで、目撃者捜しからスタートすべきであり、情報を多

く持っている子供たちへの調査が基本となる。

- 子供たちへの調査において、うわさ話は書かないと前置きされていたり、事故事件と関係ない質問ばかりがされていることがあるのは問題である。
- 初動調査のアンケートは、事故直後に（全ての）児童生徒を対象として実施してほしい。また、子供たちが情報を提供しやすい工夫が必要である。
- それまで得られていなかった情報が、アンケート調査によってもたらされることがあり、アンケート調査は重要である。
- 事故・事件が発生すると、学校は事実を明らかにしないまま、事態の沈静化に終始し、何も分からないのに再発防止と言うが、事実が分からなければ実効性のある再発防止策もできない。

4 検証組織の設置

- (1) 検証委員会による詳細調査の実施
- (2) 再発防止策の策定・実施

主な意見（委員）

(1)

- 検証委員会の目的は、原因の究明であって責任の追及ではないと思う。
- 事故調査というのは、やはり再発防止が一番大切
- 事故が起きたときは、再現実験を行うことも必要ではないか。
- 第三者委員会を早く作ることは、行政にとってプラスにはなってもマイナスになることはない。
- 第三者委員会が、当事者の知らないところでいつの間にか立ち上がっていることもある。
- 検証組織に行政関係者が入る場合も、多数決を取れば、行政が少数意見とならざるを得ない人員構成にしておくのがよい。
- 第三者委員会を作るときには、中立・公平・客観性と言われるが、これは本当に難しく、唯一保証できるのが客観性だけである。
- 理解するのは、「チャイルド・デス・レビュー」でやればよく、事故から2, 3か月から1年以内の検討でやめないと何年もやっても検証は無理である。
- 報告書の共有については、プライバシーの問題もあるので、事故例として報告するときには、匿名化したり、時間を経て、どこのいつの事故が分からないようにしたりすることが必要。
- 第三者委員会には強制力がなく、警察の捜査と違い任意の調査となるので、口を閉ざされてしまうとそれ以上進められないという問題がある。
- 独特な学校文化の中で、やはり常設の独立した調査機関というのが、必要だと私は思っている。

(2)

- 第三者委員会に事故の検証を預けたとしても、検証委員会を作ることではな

く、専門家が出したその結論、報告を、当事者がどう活かすかが大切である。

- 事故対応としては、必ず報告書を作り何が起きたのか真実を知ること、その後検証を行い、その報告書が生きること、そして再発防止の取組を行うことが、しっかりとした仕組みの中で行われるべきである。

主な意見（遺族等）

（１）

- 教育が行う検証は、警察や司法とは別の視点を持つべきで、再発の防止や残された周囲の子供たちのケアが重要である。
- 第三者委員会（事故調査委員会）は再発防止に目的を特化した委員会であるため、現場対応（被害者・遺族支援と権利保障、関係児童生徒に対する支援と教育的措置、関係教職員に対する支援、社会的信頼の確保等の現場で発生する課題への対応）のための環境整備が必要。
- 検証委員会の設置については、法律的な義務や教育委員会内でのルールがない。
- 公的、公正な第三者を含めた検証組織が設置されることがあらかじめ決められていることが望ましい。
- 現在の調査委員会は、個々の事例に即してその都度設置されるものであり、委員となった各領域の専門家同士がどう連携し、調査の方向性や見解をどのように共有していくのか、調査委員会の在り方について、いかなる制度設計をすべきか、認識を共有していくことが必要。
- 検証委員会の委員と事務局の選定において、血縁関係のある者を選ぶのは避けるべきであり、学校事故の検証なのに学校関係者がいないことは問題である。
- きちんとした知識と手法を踏まえた委員が、権限を持ち、本気で検証に取り組まなければならない。そのためには、学校事故に対処する機関、コーディネートする機関を常設する必要がある。
- それぞれの事故に適切かつ必要な調査内容や専門家について、情報を集積し、できればデータベース化してほしい。
- 第三者委員会から提出された調査結果に対する責任をどこが担うか、調査資料の保管責任をどうするか、責任の所在を明確化し、調査全体のマネジメントを行っていく上位組織の存在が必要。
- 個々の学校や小さな教育委員会の範囲では検証を行うのは難しい。
- 第三者委員会が解散した後、調査資料一切が廃棄されていたことは非常に大きな問題である。調査資料は公文書に準じた扱いがされるべきである。
- 第三者委員会の公正・中立の在り方について、今後より具体的に考えていくべき問題であり、公正・中立を担保しつつ説明責任を果たしていくことが必要。
- 第三者委員会には強制力がなく、調査に限界があるのであれば、できないときは白旗を上げればよいし、できない、分からないと言えばよい。できていないのにあたかもできたように振る舞わないでほしい。
- 事故が起こった後しばらくは訳が分からず、そっとしておいてほしいと思っていたが、学校からもっと早く、事故検証の必要性など、遺族としてどうしたらよいかの情報提供や説明があれば、もっと早く検証組織を立ち上げられた。

- 第三者による事故調査委員会の速やかな設置を国が制度として確立してほしい。
- 第三者調査委員会の設置が逆効果になることもある（責任逃れの口実となる）ので、それを防ぐために、例えば、被害者家族も委員の人選に関与する、会議の傍聴を可とする、報告書のチェックに参加させる等の対応策が必要。
- 自殺の背景調査の指針において、児童生徒に聴き取り調査を行う際には、保護者の同意を得なければならないとされていることは問題である。
- 短期間で委員の公平・中立性を確認することは不可能であることから、委員選出には当事者の意見を入れる（委員の半数を当事者推薦にすべき）。
- 報告書は公開を原則とし、不服申立による再調査に備え資料等は保管しておくべき。
- 第三者委員会は現場対応の能力・権限を備えていないので、事後対応まで第三者委員会にゆだねてしまうと様々な問題が発生し、事実解明さえ十分にできなくなる。
- 運輸交通や消費者被害の分野などで実施されている事故調査の先進的な取組について学び、その理論や手法を取り入れた学校事故調査の理論や手法を作ることが必要。

(2)

- 被害者だからこそ見えてくるものがあるので、被害者家族を交えて再発防止策を検討してほしい。
- 再発防止策の構築には、なぜこの事故が起きてしまったのか、事実と向き合い、真相究明が実現されることが必要。
- 報告書が再発防止に生かされていないことが多いので、報告書を学校レベル、地域レベル、国家レベルで再発防止に生かす仕組みを作るべき。
- 現場では報告書の出しっ放し状態となり、現場の課題が何ら解決できないままの状態になっている。

5 被害者遺族・家族等への支援

- (1) 遺族等への関わり
- (2) 児童生徒等の心のケア
- (3) 事故に対する補償（災害共済給付の請求）
- (4) コーディネーターによる事故対応支援

主な意見（委員）

(1)

- 重い後遺症が残った場合、相当長期に渡りケアが必要になってくる。具体的な生活のケアについて、福祉医療との連携なども必要になってくる。
- 地域の方や他の保護者等、同じコミュニティで暮らしている方たちへの対応も必要。
- 事故後に後遺障害が残った生徒への学校の対応も、学校によって相当相違がある。
- 遺族としては、どんなに時間が過ぎても、もうここまでで終わりという時期は決してやってこないのであり、原因が明らかでなかったり、責任の所在が分からなかったりという場合には、どこにも持って行きようのない気持ちをずっと持ち続けることになる。
- 理解することと納得することをごちゃごちゃにして話を進めているので混乱しているが、納得するのは、危機管理官や弁護士、宗教家といった人たちが取り組むべきもので

ある。

- 死そのものと向き合うことと事件事故と向き合うことは、分けて話をしなければならない。

(2)

- 遺族の方たちの心のケアも必要であるが、心のケアがとてもおざなりにされているような気がする。
- 遺族支援は、心のケアだけではなく、遺族に起きている問題を解決するための支援も必要。必要な支援に効率的にたどり着ける仕組みが必要である。
- グリーフケアとしての仕組みがないし、法的な整備も必要になってくる。

(3)

- 後遺症に対する損害関係では、今は賠償額が3億円近くになり、町村レベルになれば、十分な保険をかけておかないと、行政として成り立たなくなるかもしれない。
- 配慮の仕方はいろいろなやり方があり、いくつかの方法を組み合わせれば、金銭による補償以外にも工夫があるのではないか。

(4)

- 学校危機には実に多くの人たちが介入するが、必要な人を結びつけ整理をするコーディネーターやファシリテートが必要であり、その連携も重要である。立場の違う者が対立するのではなく、事実・現実と向き合うためにそれぞれの立場に適したサポートが必要である。

主な意見（遺族等）

(1)

- 学校事故の被害者家族・遺族は事故後どうしていいかわからないため、そういう方たちに速やかに情報を提供できる組織を作ってほしい。
- 動揺している遺族への対応を具体的に誰がどのように担当するか。
- 理不尽な事後対応が行われると、遺族は二重のダメージを受ける結果となる。
- 卒業後も障害とつきあっていかないといけないことから、学校と継続的にコミュニケーションを取れる仕組みがあればよい。情報を提供してくれる、相談に乗ってもらえる場所があればよい。
- 父親母親両方としっかりコミュニケーションをとるためには、男性女性両方の対応者を置く方がよい。
- 事故が起こった途端、学校コミュニティから乖離され、学校で共有されている情報に触れられなくなった。
- 学校事故で死亡したのに、「退学」扱いされることもある。学校をやめたくてやめたわけではないので、卒業まで在籍させてあげることが大事ではないか。
- 事故発生から子供が亡くなるまでの辛いときに、日々家族と接し、学校の姿勢を見せることにより、家族が学校への信頼を失わないでいられた。
- 学校が、「卒業するまで学校の生徒である」という考えに徹し、子供の居場所を残したことにより、遺族が心のよりどころを持って過ごせた。
- 適切な初期対応を行わないと、被害者遺族を深刻な社会不信、人間不信に陥らせ、被害者遺族に二次被害を与えることとなる。

○ 事実を明らかにし、明らかになった事実のもつ意味を考え、事実に誠実に対応しなければならぬ。

(2)

○ 遺族に対する心のケアは行われておらず、特に男性(父親)に対するケアはないので、そういうところも組織的なサポートがあるとよい。

○ 亡くなった友達のことを思う子供たちの心のケアも事故の対応である。

○ 学校では、事故や子供の死がなかったかのように扱われており、周りの子供たちが喪の仕事に向き合えないまま時間が過ぎていくということがあった。

○ 学校では子供の死を思い出さないようにさせるという方向に動いているのが残念である。

○ 「遺族＝親」と思われがちだが、遺族の中には残された兄弟がいることを忘れてほしくない。

○ 生き残った子供たち、兄弟を亡くした子供たちに対するケアが、余りにもおざなりになっており、早急に手を打つべきである。

(3)

○ JSCの災害共済給付では、補償(賠償)が足りず、被害者や遺族が適切な補償を受けようとする、訴訟を起こすしか方法がなくなる。訴訟を起こさなくても適切な補償を受けることができる制度が必要である。

○ 早い段階で、学校が補償制度の情報を伝えてくれたので、家族の不安事項の軽減につながった。

(4)

○ 遺族と学校では、利害関係が違うということも事実であり、双方にコミュニケーションが取れるコーディネーターが必要。必ずしも教職経験者とは限らないが、学校文化あるいは学校の言葉を語れる人が必要だと思う。

○ 適切な現場対応を行うためには、その特殊性と困難性に鑑み、再発防止に向けた事実解明を行う組織とは別に、現場対応を専門とする機関または組織(コーディネーター)が必要であり、コーディネーターは常設されることが望ましい。

○ 現場対応には国の支援が必要であり、現場対応を行う専門職(コーディネーター)を国が養成し派遣することが必要。

<私立学校に関すること>

主な意見（委員）

- 私立学校も、学校保健安全法で、学校安全計画や危険発生時の対処マニュアルを作らなければならないとされているが、きちんと実行されているかを誰も点検していない。
- 私立学校の自主性は尊重されなければならないが、法律上も公私の区別はないし、行政実務としても公私の区別なく通知等が行われている中で、私立学校において問題に対する適切な対応がされていないと指摘があった場合に、監督庁がどこまでそこに関わることなのかという問題が残っている。
- 私立学校は、法律上の監督庁は都道府県知事となっているため、都道府県レベルで教育委員会と知事部局が共同で、私立学校に働きかけるのが良い。

主な意見（遺族等）

- 私立学校の場合は、遺族や被害当事者が要望しても、私学担当課は権限がないと言って、検証・調査・聴き取りさえしてくれない。
- 子供の命にかかわる問題については、公立と私立を区別せずに対応できるような法整備をお願いしたい。
- 私学での被災者の現状から問題点を洗い出し、設置者の責任を明確にして、実効性のある対策を立ててほしい。
- 公立学校には、教育委員会等の学校を指導する部署があるが、私立学校にはそのような部署がない。私立学校に対しても公立学校と同様に学校事故・事件の事後対応の指針が適用されるように、条件整備を行う必要がある。
- 当事者が設置を希望しても第三者委員会が設置されず、設置されたとしても設置に一年以上に要するものもある。

<その他>

主な意見（委員）

- 裁判を行っても、新たな事実は見つからないし、再発防止の保証は何もない。
- 事故が起こった後、5つの大きな問題がある。①被災者と寄り添う気持ち、②事実の解明、③事故原因の分析、④再発防止策の提案、⑤補償の問題

主な意見（遺族等）

- 学校や設置者から JSC に送られる情報は、当事者のもつ情報を正確に反映していないときがあるので、被災者や遺族から直接情報を吸い上げる仕組みを作ってほしい。
- 指針作成に当たっては、現在、運輸交通や消費者被害の分野などの他の分野で実施されている事故調査の先進的な取組について学び、その理論や手法を取り入れた学校事故調査の論理や手法を作ることが必要である。